

事業報告書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 佐竹医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 兵庫県加西市北条町北条 16 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 元年 7 月 7 日

- (4) 設立登記年月日 平成 元年 7 月 13 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐竹 信哉	管理者
理 事	佐竹 節子	
同	佐竹 瑠美子	
監 事	出岡 伸和	

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 46 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 46 条の 4 参照)

2. 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	佐竹医院	2812600621	兵庫県加西市北条町北条 16 番地	無

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和 7 年 7 月 20 日	社員総会	令和 6 年度決算の決定、承認
令和 8 年 5 月 30 日	社員総会	来年度の予算承認

様式11-2

法人名 医療法人社団 佐竹医院
所在地 兵庫県加西市北条町北条16番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 額 205,969 千円
2. 負 債 額 79,650 千円
3. 純 資 産 額 126,319 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	44,416
B 固 定 資 産	161,553
C 資 産 合 計 (A+B)	205,969
D 負 債 合 計	79,650
E 純 資 産 (C-D)	126,319

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 佐竹医院
所在地 兵庫県加西市北条町北条16番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 5 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	44,416	I 流 動 負 債	11,548
II 固 定 資 産	161,553	II 固 定 負 債	68,102
1 有 形 固 定 資 産	65,242	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	2,475	負 債 合 計	79,650
3 そ の 他 の 資 産	93,836	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	
		II 利益剰余金	126,319
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	126,319
資 産 合 計	205,969	負債・純資産合計	205,969

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 佐竹医院
所在地 兵庫県加西市北条町北条16番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	147,859
2 事業費用	162,626
本来業務事業損失	14,767
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	14,767
II 事業外収益	16,976
III 事業外費用	
経常利益	2,209
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,209
法人税等	1,854
当期純利益	355

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団 佐竹医院

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県加西市北条町北条16番地

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
 近親者である場合には続柄を記載する。
 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 佐竹医院
理事長 佐竹 信哉 様

私は、医療法人社団 佐竹医院の令和7会計年度（令和7年6月1日から令和8年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 7月 23日

医療法人社団 佐竹医院

監事 出岡 伸和